

公 告

契約担当官
陸上自衛隊小平学校
会計課長 井上 英雄

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
4KMU10100230		4KMD1AE0208 0001				82		
品名 または 件名								
8 0 号建物大便器更新役務								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1. 00	ST							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
小平校				小平校総務部				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
管理課営繕班藤井技官（内 2 8 2）				令和7年3月31日（月）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊小平学校総務部会計課事務室及び陸上自衛隊小平学校

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和7年3月10日（月）10時00分 小平学校入札室(80号庁舎1階)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な事項
- ア 令和4・5・6年度の全省庁統一資格において、等級が「役務の提供等」で関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であって、次のいずれかを満たすものであること。（資格審査結果通知書の写しを入札前までに提出して下さい。）
- (イ) A、B、C、D等級に格付けされた者
- (イ) D等級に格付けされた者は、入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した役務のうち、同種の役務を施工した実績を有することを証明（契約書の写し等を提出）できる者とし、契約担当官が認める者
- イ 予算決算及び会計令第70条・第71条に該当しないものであること。（第70条において未成年者・被保佐人・被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は特別な理由がある場合に該当します。）
- ウ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- エ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- オ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (2) 入札条項を示す場所
- 陸上自衛隊小平学校総務部会計課事務室
- (3) 入札条件
- ア 違 約 金：落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- イ 遅延賠償金：遅延1日につき契約金額の1000分の1以上を徴収する。

- ウ 落札決定方法 : 総額(税抜き)とし、入札金額が予定価格以内の最低入札者を落札者とする。また、最低入札価格が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。
なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
くじを引く者がいない場合は、入札に関係のない職員によりくじ引きを実施する。
- エ 契約書等 : 落札者は落札決定後遅滞なく、陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。但し、会計法第29条の8の但書に該当する場合、作成を省略できるものとする。
- オ 契約書書式 : 駐屯地標準契約役務請負契約条項を適用する。また、特約条項は、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項を付す。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格のない者の入札
イ 入札金額、入札者氏名が識別し難い場合
ウ 電報、電話、FAXによる入札
エ 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
オ その他入札に関する条件に違反した入札
カ 入札者が実施した「暴力団排除に関する誓約事項」について虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5) その他

- ア 郵便等による入札は、資格審査結果通知書を添えて入札前日の17:00担当者必着分までを有効とする。
イ 郵便等による入札があり、再度入札となった場合の再度入札の日時については別示する。
ウ 本公告掲載先: 陸上自衛隊小平学校総務部会計課掲示板および陸上自衛隊小平学校・小平駐屯地HP
東部方面会計隊HP
- エ 入札及び契約事項に関する問合せ先
連絡先 〒187-0044 東京都小平市喜平町2-3-1
陸上自衛隊小平学校 総務部会計課 契約班 TEL 042 (322) 0661 内線(347) (担当: 佐川)
FAX 042 (321) 0664
MAIL fin-ksh@inet.gsdf.mod.go.jp
- オ 仕様書に関する問い合わせ先
陸上自衛隊小平学校 総務部管理課営繕班
連絡先 TEL 042 (322) 0661 (代表) 内線282 (担当: 藤井)

仕 様 書		
件 名	仕様書番号	第 8 2 号
8 0 号建物大便器更新役務	作成年月日	令和 7 年 2 月 2 0 日
	作成部署名	小平学校総務部管理課

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊小平駐屯地において実施する 8 0 号建物大便器更新役務（以下、役務）について規定する。

1.2 関係法令

- 「公共建築役務標準仕様書（各役務編）」、「公共建築改修役務標準仕様書（各役務編）」（各最新版）
- 建築保全業務共通仕様書（最新版）
- 各設備に対する関係法令及び自衛隊関連規則

2 所在地及び対象設備

2.1 所在地

東京都小平市喜平町 2－3－1 陸上自衛隊 小平駐屯地

2.2 対象設備

対象設備については、表 1 のとおりとする。

表 1-対象設備

設備名称	型式	数量
大便器	C21N	2 2 台
車いす対応便器	C480AN	1 台

3 一般事項

3.1 役務に関する事項

- 本役務は、本仕様書に記載してある事項のほか、国土交通省大臣官房長官官房監修「公共建築工事標準仕様書（各役務編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（各役務編）」それぞれ最新版並びに官側の指示による。
- 仕様書の内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で仕様書によることが困難、もしくは不都合が生じた場合は、監督官と協議する。
- 本役務の実施にあたり、仕様書に明記なき事項であっても、技術上当然実施すべき事項については、請負者の負担において実施する。
- 役務使用材料については、事前に監督官の承認を得た上で出荷証明を添付し、搬入後に監督官の検査を受け、合格したものを使用する。
- 役務の実施にあたり、関係法令等に基づき、役務の円滑な進行を図る。
- 役務実施期間中の安全には十分留意し、必要に応じて危険防止のための処置を講ずる等、安全の確保に留意するものとする。
- 作業時間は原則として平日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時（午後 0 時～午後 1 時除く。）を基準とする。ただし、官側の都合により、休日及び課業外の作業を要求する場合がある。その他、現場の状況に応じて、事前に監督官と協議の上、業務上必要と認められた場合について、休日及び課業外に実施することができる。

- h) 役務写真は、「営繕役務写真撮影要領（最新版）」を参考に、各工程ごと撮影するものとし、アルバムに整理したものを1部提出すること。
- i) 役務に伴う発生材のうち、鉄くず等の有価物は官側へ引継ぐものとし、その他の産業廃棄物となるものは請負者の負担において、法令に基づく場外処分とし、産業廃棄物管理票の写しを提出するものとする。

3.2 提出書類

契約の相手方は、**表2**に示す書類を各1部、提出するものとする。なお、細部は監督官へ確認の上、作成、提出すること。

表2—提出書類

No.	提出書類名称	提出時期	備考
1	役務着手届	契約後、速やかに	
2	現場代理人等通知書	契約後、速やかに	本役務実施に関連する資格書の写しを添付
3	工程表	契約後、速やかに	月間
4	日誌	役務完了後	作業実施日毎に作成
5	打合せ簿	打合せ後	打合せの都度作成
6	材料検査簿	材料搬入時	必要な場合のみ
7	写真	役務完了後	電子黒板可
8	発生材調書	役務完了後	必要な場合のみ
9	報告書等	役務完了後	
10	役務完了届	役務完了後	

3.3 作業記録

- a) 契約の相手方は、本役務実施に伴い作業写真を撮影すること。撮影箇所については、交換部品等の使用材料、各作業の前、中、後を撮影するほか、隠蔽箇所となる部分及び監督官の指示する箇所を撮影する。
- b) 撮影した作業写真は、アルバム等に整理の上、役務関係図書等と共に監督官へ提出すること。

3.4 遵守事項

- a) 契約の相手方は、業務実施にあたり、直接または間接的に知り得た事項の管理に万全を期すると共に、別途利用することや、その他への公表などを行ってはならない。なお、契約終了後も同様とする。
- b) 役務に関連の無い区域及び事務室内への立入りは禁止する。

4 特記事項

4.1 役務に関する事項

- a) 契約後、速やかに材料の手配を行うものとし、材料の入荷目安をもとに、工程を計画し、細部工程については、必要があれば監督官と協議すること。
- b) 便所の使用を制限するため、作業実施については、直近のフロアは使用できるよう、工程管理を行うものとする。

4.2 役務実施要領

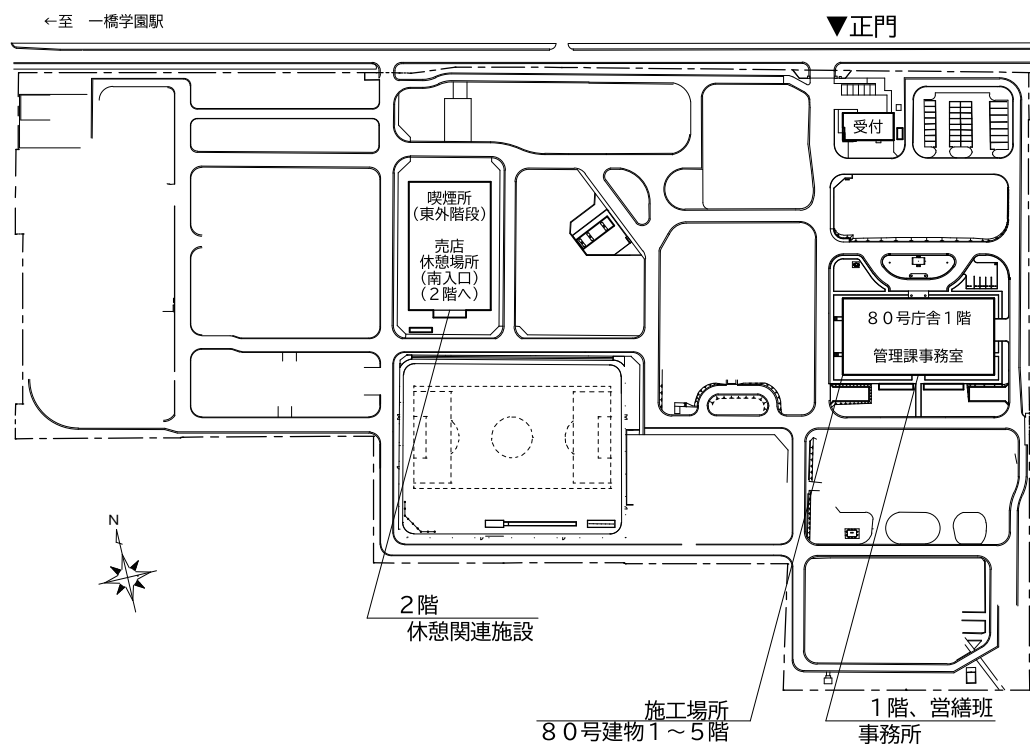
- a) 使用材料については、**表3**のとおりとし、事前に監督官の承認を得るものとする。
- b) 既存の給水立管エルボより先のフラッシュバルブ、便器及び温水洗浄便座を撤去し、新たに自動式フラッシュバルブ、便器及び温水洗浄便座を設置するものとする。
- c) 給水方式については、**表4**に示す内訳のとおりとする。
- d) 給水を停止する際、便所系統以外は使用できるよう、便所系統へ止水処置を講じるものとする。

表 3-使用材料

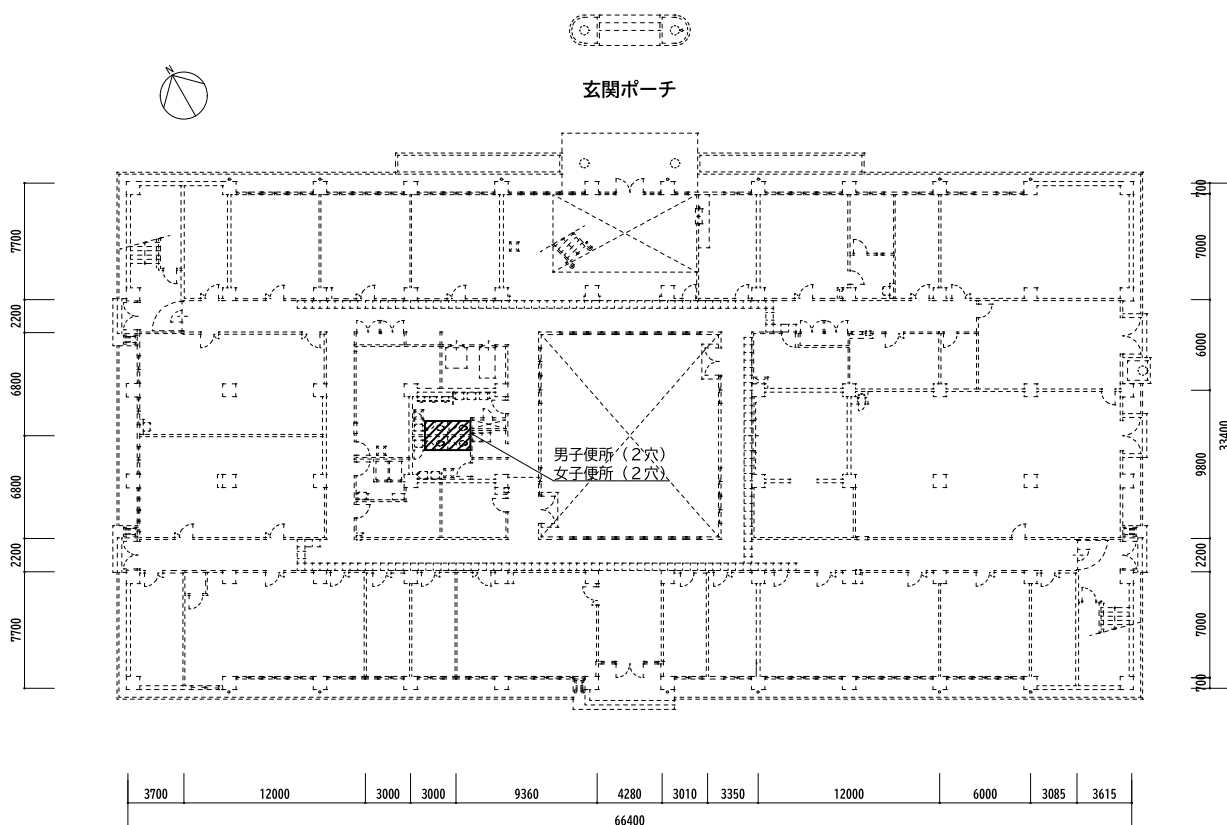
品名	規格	数量	備考
床置床排水大便器（高座面对应）	C480AN#NW1	1 台	接続部材含む
大便器自動フラッシュバルブ	TEFV75UA	1 個	
タッチスイッチ	TES47UR#BES	1 個	
人体感知センサーユニット	THE28A	1 個	設置部材含む
擬音装置	YES412R	1 個	
温水洗浄便座	TCF5841P#NW1	1 台	
床置床排水大便器	CFS494MNRNA#NW1	3 台	接続部材含む
床置床排水大便器	CFS494MNRNS#NW1	1 9 台	接続部材含む
大便器用偏心洗浄管	TN129R	2 2 個	接続部材含む
温水洗浄便座	TCF5831AD#NW1	2 2 台	

表 4-給水方式

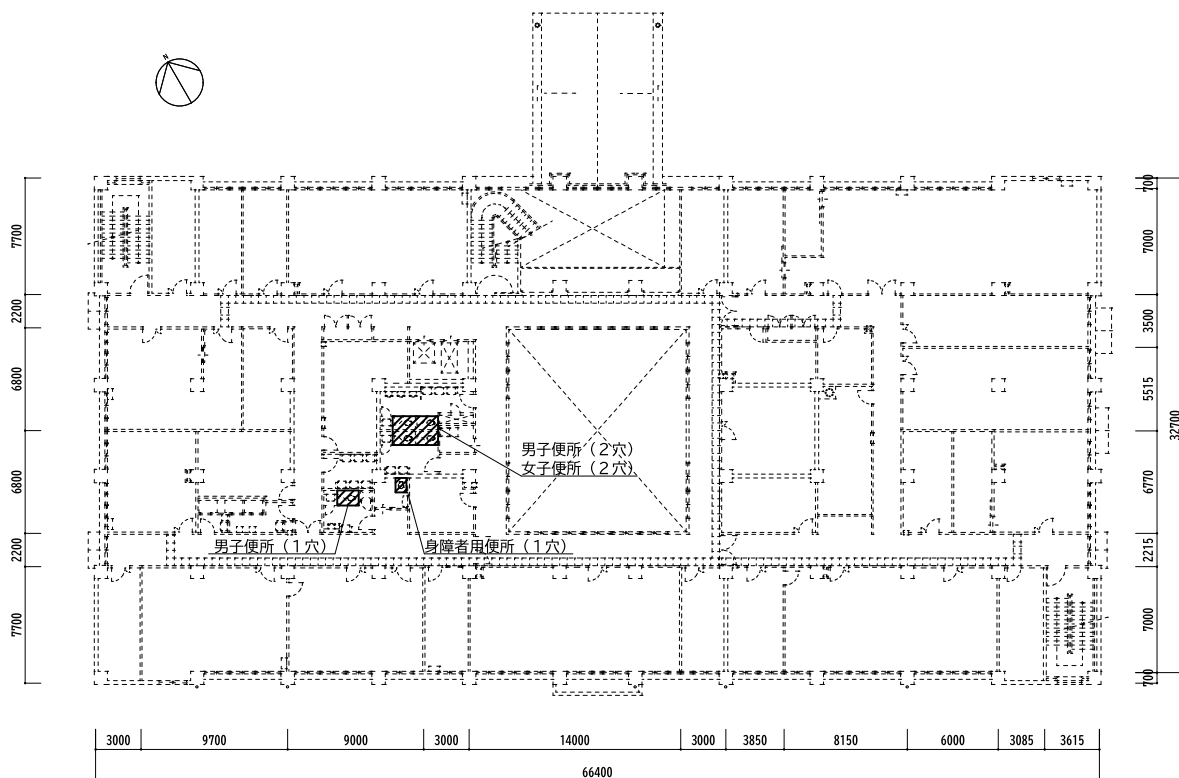
フロア	床		壁		
	男性	女性	男性	女性	車いす
1 階	2	2	-	-	-
2 階	3	2	-	-	1
3 階	2	2	-	-	-
4 階	2	2	-	-	-
5 階	-	2	3	-	-



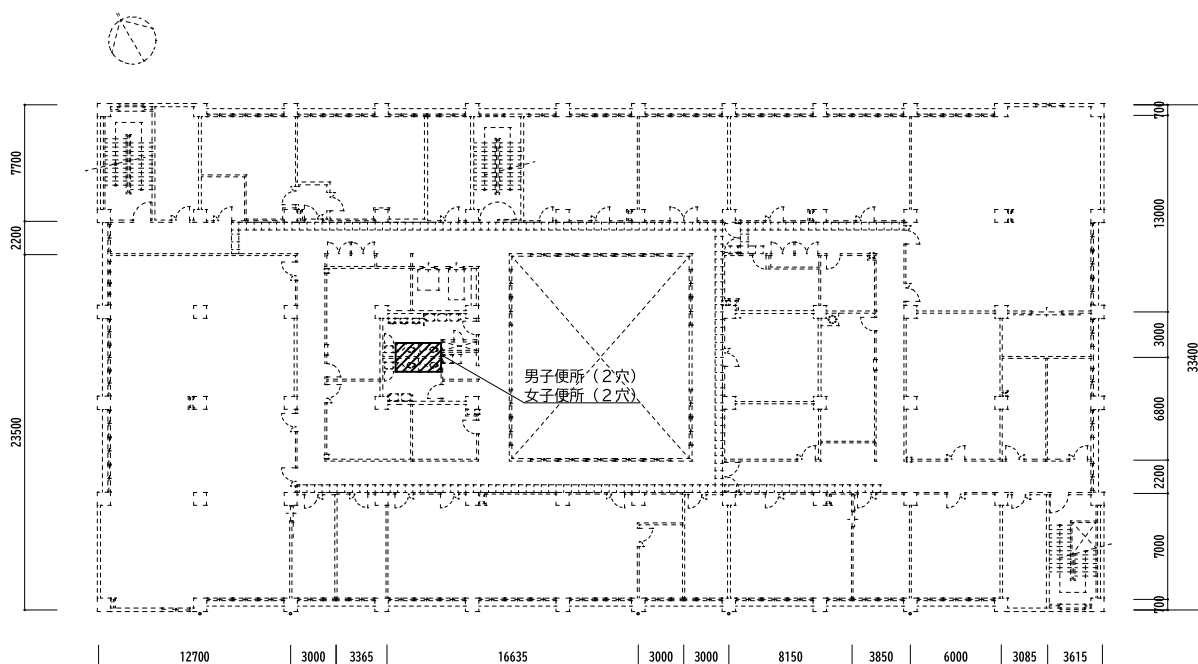
配置図 S=1/X



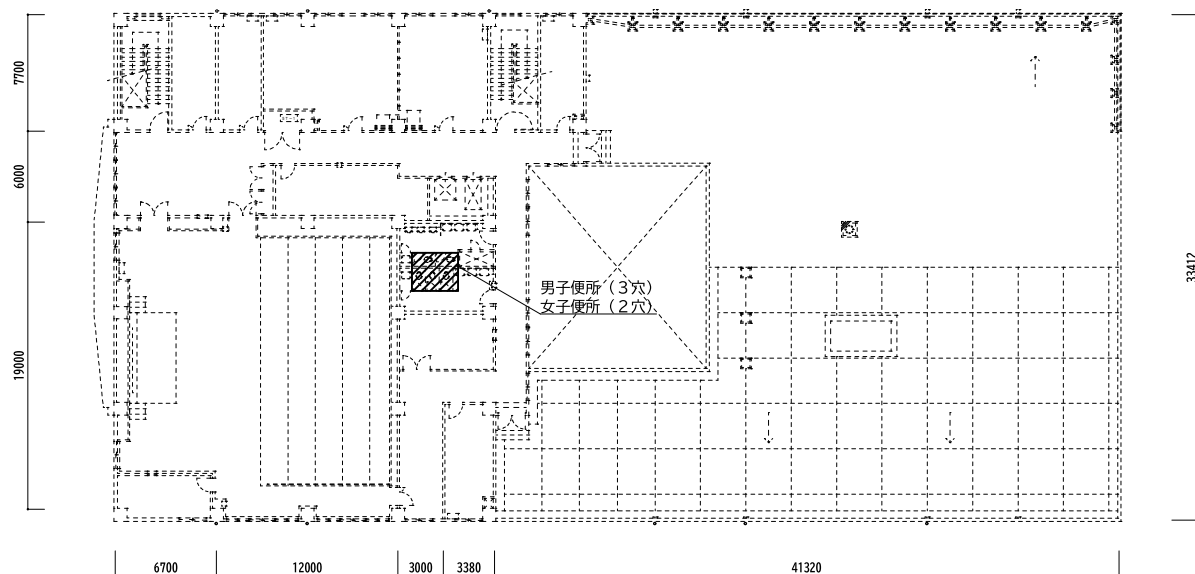
平面図 (1階) S=1/X



平面図 (2階) S=1/X



平面図 (3・4階) S=1/X



平面図 (5階) S=1/X